

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		認定
根拠法令及び条項		埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例 第十条 第二条から前条まで（第六条第一号ただし書及び第七条第二項を除く。）の規定については、知事は、これらの規定の全部若しくは一部を適用しない場合においても高齢者、障害者等若しくは多数の者が建築物特定施設を円滑に利用できると認めるとき、又は建築物若しくはその敷地の形態上やむを得ないと認める場合は、これらの規定の全部又は一部を適用しないこととすることができる。
所管部課係名		まちづくり未来部建築審査課建築審査係
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	未設定 (個々の事象に応じて、個別判断をせざるを得ないものであり、具体化することが困難なため)
	参考事項	
	設定等年月日	年 月 日設定 (年 月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 60日
	設定等年月日	平成21年4月1日設定 (年 月 日最終変更)